

◎生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律

律を廃止する法律

(平成二〇年四月一日法律第二二号)

一、提案理由(平成二〇年四月二日・衆議院農林水産委員)

○若林国務大臣 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

我が国の蚕糸業につきましては、その経営の安定等を図るため、生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づいて、独立行政法人農畜産業振興機構が、生糸の輸入調整措置を実施するとともに、輸入生糸から徴収した調整金等を財源として、蚕糸業の振興に資する事業に対する補助業務を行ってきたところであります。

しかしながら、繭、生糸の生産や需給をめぐる状況が著しく変化している中で、同法に基づく仕組みが有効に機能しなくなってきたところであり、平成十九年十二月に閣議決定さ

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律

れた独立行政法人整理合理化計画におきましても、同機構の行う蚕糸関係業務は平成十九年度限りで廃止することとされております。

このため、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を平成二十年四月一日をもって廃止するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二〇年四月三日)

○宮腰光寛君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の蚕糸業をめぐる状況の著しい変化の中で、生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づく蚕糸業の振興に資する仕組みが有効に機能しなくなっていること等にかんがみ、同法を廃止するとともに、関係法律について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、昨四月二日若林農林水産大臣から提

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律

二四

案理由の説明を聴取し、同日質疑を行いました。質疑終了後、施行期日を公布の日に改めることを内容とする自由民主党及び公明党の共同提案による修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二〇年四月二日)

○七条委員 私は、自由民主党及び公明党を代表して、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に御配付のとおりであります。

以下、その内容を申し上げますと、原案において平成二十年四月一日となっております施行期日を公布の日に改めることとしたことであります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告(平成二〇年四月一日)

○郡司彰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における繭及び生糸の生産及び需給をめぐ

る状況の著しい変化にかんがみ、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、施行期日を平成二十年四月一日から公布の日に改める修正が行われております。

委員会におきましては、蚕糸業の現状と今後の振興策、生糸輸入調整法及び独立行政法人農畜産業振興機構の蚕糸関係業務を廃止する必要性、新たな蚕糸対策の具体的内容と養蚕農家への支援方法、生糸の新規用途拡大に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。